東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年5月29日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年5月29日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

その他: 6件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内高圧電源設備配電盤M/C 1SA-2(7)母線連絡ノンセグ(相非分割母線)の点検において、ノンセグのカバーに溶損が認められたため、塗装剥離箇所を補修塗装。	GΙ	
2	1号機	廃棄物処理冷却系熱交換器(B)電解鉄イオン注入水流量計前ドレン弁にシート部漏洩が認められたため、当該ドレン弁を点検・修理。	GⅢ	
3	1号機	残留熱除去冷却系ポンプ(C)ドレン弁(F533C)操作において、不具合(中間位置で固着)が認められたため、当該ドレン弁を点検・修理。	GⅢ	
4	1号機	残留熱除去冷却系ポンプ(C)の水張り操作において、ドレン弁(F533G)のシート部漏洩が認められたため、当該ドレン弁を点検・修理。	GⅢ	
5	3号機	換気空調補機冷却系サービス建屋冷水ポンプBにおいて、グランド部からの漏洩が認められたため、当該 グランドパッキンを交換。	GⅢ	
6	4号機	タービン建屋2階北側に設置されているITV(工業用監視テレビ)制御用継電器箱の開閉用ハンドルに破損が認められたため、当該ハンドルを修理。	GⅢ	